

## 安全カバーなし・バータイプミキサーの修理・部品対応について

拝啓 皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を 賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社では厚生労働省の指導に従い、「労働安全衛生規則(第28~29条、第130条の5第2項)」および「労働安全衛生法(第20条、第43条)」に基づき、安全カバーが装着されたミキサー(卓上型ミキサーを含む)のご使用をお願い致しております。

安全カバー未装着のミキサーおよびバータイプのミキサーにつきましては、誠に恐れ入りますが、修理や部品購入のご依頼もお受けできかねます。安全確保のための重要な措置となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、安全カバーの取り付けやご不明点・ご質問等がございましたら、ご相談ください。

敬具

## 対象機種 一例



安全カバー未装着のミキサー



バータイプのミキサー